

災害時要援護者の避難支援に関する検討会について

1. 趣旨

高齢者、障害者等の災害時要援護者(以下「要援護者」という。)に対する避難支援については、これまで「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を公表し、行政に対し、要援護者名簿の作成や避難支援計画の策定等を促してきたところである。

しかしながら、東日本大震災では、要援護者に配慮した避難を行うための情報伝達が十分に行われなかったこと、行政の安否確認が円滑に進まなかったことなどの課題が指摘されている。

このため、有識者からなる災害時要援護者の避難支援に関する検討会(以下「検討会」という。)を設置し、東日本大震災の教訓を踏まえ、ガイドラインの必要な見直し等の検討を行う。

2. 開催期間

平成24年10月頃～平成25年3月頃 (計6回程度を予定)

3. 委員

15名程度とする。

4. 主な検討項目

災害時要援護者の避難支援に関する検討(「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直し等)

5. 検討会の事務局

本検討会の事務局は、参事官(被災者行政担当)において行う。

6. 議事及び会議資料等の公開

会議資料は原則公開。議事要旨を公表。